

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

株式会社ケーヒン

株式会社ケーヒン・サーマル・テクノロジー

令和2年10月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
株式会社ケーヒン
代表取締役 相田 圭一

栃木県小山市犬塚一丁目480番地
株式会社ケーヒン・サーマル・テクノロジー
代表取締役 高山 雄介

株式会社ケーヒン（以下、「吸収分割会社」という。）及び株式会社ケーヒン・サーマル・テクノロジー（以下、「吸収分割承継会社」という。）は、令和2年8月17日付吸収分割契約書（以下、「本吸収分割契約」という。）に基づき、令和2年10月1日を効力発生日として吸収分割会社の空調事業の一部の権利義務を承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日<会社法施行規則第189条第1号>
令和2年10月1日
2. 吸収分割会社における法定手続の経過<会社法施行規則第189条第2号>
 - (1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過<会社法第784条の2>
本吸収分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過<会社法第785条>
本吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。
 - (3) 債権者の異議に係る手続の経過<会社法第789条>
吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、令和2年8月24日付官報に公告し、また、電子公告を行いました。申述期限までに同条第1項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過<会社法施行規則第 189 条第 3 号>

(1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過<会社法第 796 条の 2 >

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、会社法第 796 条の 2 に基づき、吸収分割会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過<会社法第 797 条>

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、本吸収分割は、吸収分割会社の同意をもって株主総会の承認決議を経ているため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議に係る手続の経過<会社法第 799 条>

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、令和年 8 月 24 日付官報に公告し、また、下野新聞による公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務<会社法施行規則第 189 条第 4 号>

吸収分割承継会社は、令和 2 年 10 月 1 日付で、吸収分割会社から本吸収分割契約に基づき、吸収分割会社の空調事業の一部に関する権利義務を承継しました。

5. 本吸収分割に係る変更登記をした日<会社法施行規則第 189 条第 5 号>

令和 2 年 10 月 9 日 (予定)

6. その他吸収分割に関する重要な事項<会社法施行規則第 189 条第 6 号>

該当事項はありません。

以 上